

第4期帯広市消費生活基本計画（骨子）について

令和6年7月24日
経済文教委員会提出資料

1 計画の目的

帯広市消費生活条例第10条第1項の規定に基づき、消費者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本方針と施策を明らかにする。

2 計画の位置付け

「消費者教育の推進に関する法律」に定める「市町村消費者教育推進計画」として策定。また、第七期帯広市総合計画を踏まえて、消費生活に関する分野計画として作成。

3 計画期間

2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間。

4 現状と課題

【現状】

消費者を取り巻く現状

- ・高齢化の進行や情報通信技術（ICT）の高度化等により、消費者を取り巻く環境が変化。
- ・特殊詐欺や悪質事業者が横行し、消費者被害やトラブルの内容が複雑・多様化している状況。
- ・国や北海道の動きとしては、消費者を取り巻く環境の変化や、電子商取引の拡大に伴う消費者トラブルの増加など新たな課題等に対応するため、関連計画に基づき、既存制度の積極的な活用・改善や、環境保全に資する消費者と事業者との連携・協働など課題解決に向けた施策を推進。

帯広市の現状

- ・相談件数は令和元年度以降減少傾向にあったが、令和5年度は特に若年層の相談件数が増加しており、消費者トラブルが絶えない状況。
- ・60歳以上の相談件数は減少傾向ではあるものの、全体の約4割を占め、依然として多い状況。
- ・近年は未成年のオンラインゲームへの無断課金や、インターネット通販の定期購入に関するトラブルなどが増加。

【課題】

消費生活の安全安心について

- ・消費形態が多様化する中で、消費者の生命・身体・財産に損害を及ぼす商品等による消費者被害の防止に向けた取り組みや、事業活動の適正化が必要。

消費者の自立支援について

- ・消費者自身が知識や情報を収集し、適切に判断し行動していくことが求められている。
- ・成年年齢の引き下げによる若年者に対する消費者教育の充実が必要。

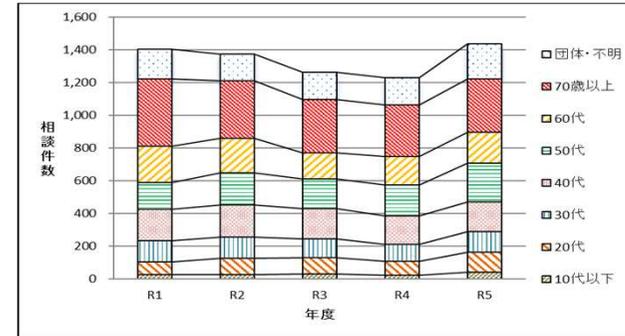
消費者被害の救済について

- ・帯広市消費生活アドバイスセンターに寄せられる様々な相談に迅速かつ確かな対応が必要。

環境保全への配慮について

- ・地球温暖化をはじめ、消費行動が地球環境に及ぼす影響は大きいことから、環境に配慮した消費行動を促していくことが必要。

（参考）年代別相談件数（過去5ヶ年）



5 基本方針と主な施策（案）

基本方針Ⅰ 消費生活の安全・安心

- ・危害等の防止（法に基づく立入検査）
- ・商品やサービス等の確保と物価の安定化（生活関連商品等の小売価格調査）など

基本方針Ⅱ 消費者の自立支援

- ・消費者教育の推進（学校での講座）
- ・消費者啓発・情報提供の推進（広報媒体による情報提供） など

基本方針Ⅲ 消費者被害の救済

- ・相談機能の充実（相談員の専門的知識の向上）
- ・あっせんと調停（帯広市消費生活審議会のあっせん・調停） など

基本方針Ⅳ 環境保全への配慮

- ・環境保全の推進（環境の視点での学習機会の提供）
- ・地域資源の活用（地産地消の推進） など

6 指標

基本方針及び施策に対応する指標を設定。

7 推進体制

帯広市消費生活行政推進庁内連絡会議において、計画の進捗状況等の検証・評価を行い、消費生活審議会に報告。

8 今後のスケジュール（案）

	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3
作業工程	骨子案作成		原案作成			計画案作成			◎ 計画策定	
消費生活審議会	○ 骨子案協議		○ 原案協議			○ 計画案協議				
経済文教委員会	○ 骨子案報告		○ 原案報告			○ 計画案報告				
パブリックコメント	↔									